

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊交企第546号

令和2年12月24日

### 学校に対する「交通安全情報」等の提供について（通達）

本県警察では、これまで高校生等の自転車利用者に自転車の正しい通行ルールを周知するとともに、その理解の深化を図るため、学校と連携した安全指導を始め、各種自転車事故対策を推進してきたところである。

しかし、令和2年11月末現在、県下における自転車関与事故当事者の約2割が高校生であるほか、高校生の自転車乗車中の交通事故当事者の約4割に交通違反が認められるなど、自転車利用に対する安全意識が浸透しているとは言い難いことから、引き続き、良好な自転車交通秩序を実現するために、下記のとおり、学校に対する情報提供を行うこととした。

なお、「学校に対する「交通安全情報」等の提供について（通達）」（平成29年12月22日付け熊交企第552号）は、本通達の発出をもって廃止する。

#### 記

##### 1 目的

高校生等の自転車利用に対する交通ルール・マナーの向上を図り、自転車事故の未然防止を図るもの。

##### 2 実施内容

指導警告票に基づき行った自転車安全指導について、熊本市内所在の学校別、違反態様別の違反件数を記載した一覧表を作成のうえ、交通企画課から「交通安全情報」（リーフレット）と共に学校への情報提供を行う。

##### 3 留意事項

###### (1) 学校の特定について

高校生等に対して、指導警告票に基づき自転車安全指導を行う際、前記のとおり一覧表を学校へ提供することから、学校を正確に特定し、同票へ記載すること。

###### (2) 交通安全情報について

原則として毎月、本県における自転車事故の情勢を掲載するとともに、自転車に関する事項を主な内容とした「交通安全情報」を交通企画課で作成し県内の高校等に配布する。

なお、上記違反件数を記載した一覧表については、交通企画課において四半期分を取りまとめて熊本市内の高校等に配布するものとする。

###### (3) 報告方法

指導警告票により、熊本市内に所在する高校生を指導した警察署は、毎月5日までに、別記様式第1号に各高校別違反状況を入力のうえ、対策第一係宛て電子メールで報告すること。

なお、本取組は、熊本大学生に対しても実施しているので、熊本大学生を指導した場合は、別記様式第2号にて同様に報告すること。

##### 4 関係機関との連携等

###### (1) 関係機関・団体と連携した活動

交通関係団体はもとより、各教育委員会職員、教職員、PTA等に呼び掛けるなどして、高校生等に対する効果的な街頭指導を実施すること。

###### (2) 殉職・受傷事故防止

街頭活動にあたっては、装備資機材の効果的な活用に努めるほか、幹部による現

場活動の具体的指示及び現場点検を行い、必要な指導・是正措置を徹底して殉職・受傷事故の絶無を期すこと。

また、教職員やPTAなど関係機関・団体の参加者に対しても、活動要領や資機材の活用等について具体的指示を行い、参加者の受傷事故防止に万全を期すこと。

※ 別記様式（略）